

令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

申告期限 令和6年1月31日(水)

期限間近になりますと申告が集中しますので、1月17日（水）頃までに提出いただきますようご協力をお願いします。

償却資産申告書の提出・問い合わせ先

「福岡市財政局 資産課課税課」

〒812-8512

福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号

博多区役所9階

電話番号：(092) 292-2479

FAX：(092) 292-4187



※福岡市ホームページ内の申告の手引きのページに、「よくある質問」のリンクを掲載しています。

[福岡市 償却資産 申告の手引き](#)

※償却資産申告書は、償却資産が所在する区毎に作成してください。

※市販ソフト等で作成した申告書で提出される場合でも、所有者コード等の確認が事務処理上必要ですので、福岡市から送付した「償却資産申告書」（白紙）を必ず添付してください。電子申告の場合は、申告書右上の所有者コード欄に記入してください。

《目 次》

頁

I 債却資産とは

1 債却資産とは	1
2 債却資産の具体例	1
3 債却資産の主な業種別具体例	2
4 債却資産の課税客体となる車両	3
5 不動産賃貸業をされている方へ	3

II 債却資産の申告について

1 申告していただく方は	4
2 提出していただく書類について	4
3 個人の方が申告する際に必要となる本人確認書類について	5
4 申告する資産は	5
5 申告期限	6
6 申告書の提出先	6
7 申告されない方、または虚偽の申告をされた方	6
8 実地調査等への協力のお願い	6
9 リース資産について	7
10 少額債却資産の取扱いについて	7
11 美術品等の取扱いについて	7
12 減価率および減価残存率表	8
13 債却資産の価格	8
14 税率・免税点等について	9
15 課税標準の特例該当資産	9
16 電子計算機処理により申告をされる場合	10

III 国税との主な違い

11

IV 電子申告 (eLTAX) について

11

V 建築設備の家屋と債却資産の区分

1 建築設備の範囲	12
2 建築設備の家屋と債却資産の区分	12
3 特定の生産または業務用の設備の取扱い	12
4 家屋の賃借人が施工した内外装などの取扱い	12
5 建築設備の家屋と債却資産の区分表	13

VI 債却資産申告書の書き方

16

VII 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

18

VIII 種類別明細書（減少資産用）の書き方

20

法人や個人で事業を営んでいる方は、お持ちの償却資産（事業のために用いている資産）をその資産の所在する市町村長に申告していただくことになります。（地方税法第383条）

- ◆申告書は区毎に作成してください。
- ◆申告書は1枚目の「提出用」を提出し、2枚目の「控用」は保管しておいてください。
- ◆申告書を郵送される方で、控用の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

I 債却資産とは

1 債却資産とは

法人や個人で工場・商店などを経営している方、駐車場・アパートなどを貸し付けている方が、その「事業のために用いる」ことができる構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を債務資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

ただし、営業権・特許権などの無形固定資産、自動車税の課税対象となる自動車および軽自動車税の課税対象となる軽自動車などは課税の対象とはなりません。

なお、「事業のために用いる」には、所有者がその債務資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

また、直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅・宿舎・寮・社員研修施設等）の器具備品、構築物等も債務資産の課税対象となります。

2 債却資産の具体例

構築物	広告塔、駐車場の舗装、フェンス、外構、賃借人などの家屋所有者以外の方が施工した内外装、サイン工事、看板、その他
機械および装置	印刷機、旋盤などの工作機械類、ブルドーザー、クレーンなどの建設機械類、物品の製造や食料品の加工設備類、機械式駐車場設備やビルの受変電設備、自家発電設備や電気中央監視制御装置などの建築設備の一部（13～15頁「建築設備の家屋と債務資産の区分表」参照）、その他
船舶	漁船、モーターポート、ヨット、水上バイク、その他
航空機	飛行機、ヘリコプター、その他
車両および運搬具	フォークリフトなどの構内運搬車両、ホイールクレーンなどの大型特殊自動車（3頁参照）、その他 ※自動車や原動機付自転車のように自動車税や軽自動車税の対象となるものは除かれます。
工具・器具および品	ドリルなどの工具類、複写機、パソコンなどの事務機器類、理・美容業用機器、レントゲンなどの医療機器、応接セット、冷蔵庫、ルームエアコン、自動販売機、その他

3 償却資産の主な業種別具体例

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示します。

業種	主な償却資産の内容 () 内は標準的な耐用年数
共通	事務机(15)、椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、金庫(20)、コピー機(5)、エアコン(6)、パソコン(4)、電話機(6)、ファクシミリ(5)、可動間仕切り(15又は3)、受変電設備(15)、看板(18又は10又は3)、テレビ(5)、LAN設備(6)、空気清浄機(6)、その他
飲食業	テーブル(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、ネオンサイン(3)、冷凍庫(6)、冷蔵庫(6)、衣装(2)、その他
理・美容業	理・美容椅子(5)、応接セット(5)、消毒殺菌機(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、その他
小売業	冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、自動販売機(5)、レジスター(5)、その他
娯楽業	パチンコ器(2)、パチスロ器(3)、島工事(5)、両替機(5)、カラオケ(5)、その他
医業	手術機器(5)、レントゲン機器(6)、歯科診療ユニット(7)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、その他
不動産貸付業	コンクリート造の塀(15)、金属フェンス(10)、コンクリート敷舗装路面(15)、アスファルト敷舗装路面(10)、立体駐車場のターンテーブルおよび機械部分(10)、植込み(20)、屋外の給排水・ガス設備(15)、太陽光発電設備(17)、その他

(注1) 家屋の所有者と異なる方(賃借人等)が内外装等を施工された場合は内外装・設備一式等が償却資産に該当します。(詳しくは12頁をご覧ください。)

(注2) 自己所有の建物を通常の維持管理の必要から改修された場合は、償却資産としての申告は必要ありません。

(注3) 少額償却資産の申告は、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。(詳しくは7頁をご覧ください。)

※ 耐用年数については電子政府の総合窓口「e-Gov」法令検索から「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で検索できます。

e-Gov 耐用年数 検索

4 債却資産の課税客体となる車両

大型特殊自動車はすべてが申告の対象となります。

(1) 大型特殊自動車の車両条件（道路運送車両法施行規則第2条別表第1より）

①一般用・建設用

長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m、最高速度時速15kmの各基準を一つでも超えるもの。

②農耕作業用

長さ・高さ、総排気量の基準はなく、最高速度時速35km以上のもの。

※なお、上記の基準以下のものは小型特殊自動車に該当し軽自動車税の課税対象となりますので、債却資産の申告対象外となります。

(2) 大型特殊自動車の車種別番号（自動車登録規則13条別表第2より）

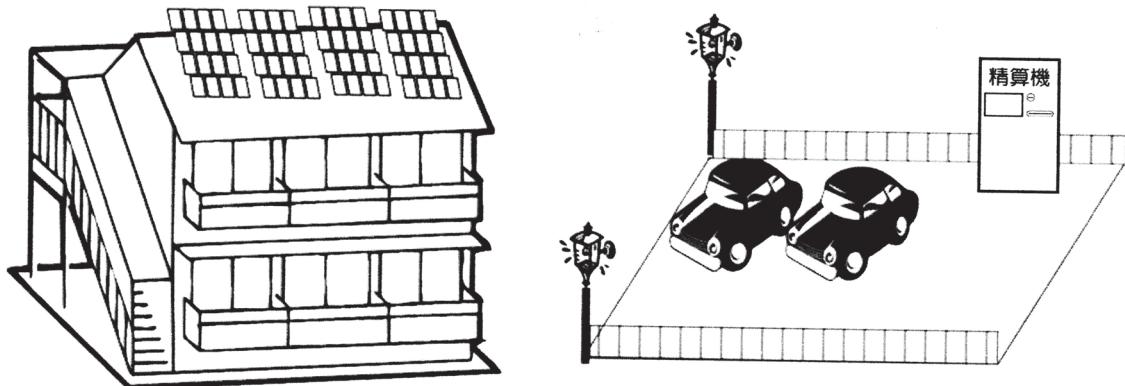
①建設機械に該当するもの……ナンバー0,00から09および000から099

②建設機械以外のもの……ナンバー9,90から99および900から999

5 不動産賃貸業をされている方へ

下記に例示している資産は、事業用資産となりますので申告をお願いします。

※建物は家屋として別途課税されますので、債却資産の申告対象外となります。



【共同住宅の場合】

コンクリート・ブロック塀 (15)
太陽光発電設備 (17)
屋外給排水設備 (15)
側溝 (コンクリート造 15)
ルームエアコン (6)
植込み (植栽 20)
アスファルト舗装 (10)

【貸し駐車場の場合】

コンクリート舗装 (15)
アスファルト舗装 (10)
料金精算機 (5)
外灯 (10)
フェンス (金属製 10)
() …耐用年数

※上記は一例ですので、これ以外にも対象となることがあります。

また、耐用年数も異なることがあります。